

わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2023年度版 法改正情報 (2023年2月10日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2023年度版のわかる！社労士テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の編集後に発生した法改正に関する情報です。

注意 テキストの訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載してありますので、どうぞそちらをご覧ください。

注意2 法改正情報、訂正情報ともに、6月初旬に、最終版をアップする予定です。

はじめに/表記について

このPDFファイル中では、下記の表記を行っています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2023 年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2023 を表しています。

労働基準法

1. 資金移動業者の口座への賃金支払い

(則7条の2第1項)

【改正の概要】

一般に「〇〇ペイ」というような事業を行う者（資金移動業者といます）の口座への賃金支払いが出来るようになりました。令和5年4月1日から施行されます（令和4年11月28日公布）。

該当箇所 【テ】 関連：P60 通貨払の例外 ③ (a)

【ゼ】 関連：Vol.1 P81 通貨払の例外 ③ (a)

改正内容

通貨払の例外③ (a) に、「**指定資金移動業者の口座への支払い**」を追加しました。使用者は、**労働者の同意**を得た場合には、所定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）の口座への資金移動により、賃金の支払いをすることができます。

具体的な改正としては、以下の規定中の②の規定が追加されました（①は、元々テキストに掲載してある方法です）。

⇒ 改正事項なので、少し細かい事項まで掲載しました。

改正後(③を追加)

使用者は、**労働者の同意**を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、②に掲げる方法による場合には、労働者が①に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、労働者に対し、②イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、労働者の同意を得なければならない。

- ① 労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する本人名義の預金、貯金への振込み、金融商品取引業者に対する労働者の預り金への払込み
- ② **厚生労働大臣の指定**を受けた**指定資金移動業者**のうち労働者が指定するものの口座への資金移動
- イ 口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が100万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が100万円を超えた場合に当該額を速やかに100万円以下とするための措置を講じていること。
⇒口座には100万円までしか入れておくことが出来ません。
- ロ 破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。
- ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。
⇒取引が無くなってから、少なくとも10年間は口座を存続させておかなければなりません。
- ホ 口座への資金移動が1円単位でできるための措置を講じていること。
- へ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する

方法その他の通貨による受取ができる方法により1円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月1回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

特記事項

厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況に関し報告を求め、又は必要な措置を求めることができます。

労働者災害補償保険法

1. 職業性疾病の見直し

(労働基準法施行規則別表第1の2)

【改正の概要】

職業性疾病のうち、「長期間にわたる長時間の業務～疾病」の内容（対象疾病）が見直されました。元々、テキストにここまで詳細な内容は記載していませんが、改正事項になりますので、念のため、掲載します。（令和5年1月18日公布・施行）。

該当箇所 【テ】 関連：P216 上から3行目

【ゼ】 関連：Vol.2 P31 囲み内の⑧

改正内容

改正前	改正後
長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）、 <u>重篤な心不全若しくは大動脈解離</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病

健康保険法

1. 出産育児一時金等の額の改正

【改正の概要】

出産育児一時金、家族出産育児一時金の額が改正されました（令和5年2月1日公布、4月1日施行）。

該当箇所 【テ】P640 下から5行目、P641 上の表

改正内容

改正前	改正後
40万8,000円	48万8,000円

以下、白紙。 今回のファイルはここまでです。

※6月に、今後発出される改正事項も含めた法改正情報をアップする予定です。